

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成21年4月1日から平成27年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果

ア 学科における教育の成果として、教養教育と専門教育の融合を図り、教養と実学をバランスよく身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った学生を育成し輩出するため、教育課程や教育方法、学生支援等、教育に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行する。

(2) 教育内容の改善

① 教育課程

ア 柔軟な理解力を持ち、生活を基盤とした着実な思考力を身につけた学生を育成するとともに、社会が短期大学士に求めるニーズに応えるべく、全学科において、教養教育科目及び専門教育科目の再検討を行うとともに、開放科目を増やすなど、教育課程を目標達成に向けて体系的に編成する。

イ 他大学との単位互換や本学入学前に他大学で取得した単位のうち、本学の履修単位として認定できるものは認定するなど柔軟な単位制度の整備、拡充を図る。

ウ 「教養ゼミ」や「総合教養講座」の内容を更に精選し、社会への幅広く堅実な視点を身につけさせる教育課程の編成に努める。

エ 社会の国際化・情報化、経済のソフト化・サービス化の状況を踏まえ、英語・英会話能力、文章表現力、IT活用能力などの基礎能力を高めるための教育課程を編成する。また、栄養士養成校としての実績を一層充実・発展させるための努力を続ける。

オ 完全セメスター制の導入と、複数教員によるオムニバス授業や学科相乗り授業など教育方法の多様なあり方を平成22年度中に検討し平成23年度からの導入を目指す。

カ 学生ひとりひとりの学習目的や習熟度に応じた学習支援を行うため少人数教育科目の増加を目指す。

キ 時代の変化に伴う多様な学生のニーズに応える教育課程を常に工夫するとともに、履修制度の恒常的な充実・発展を目指す。

※ 開放科目

学科専門科目を他学科の学生が履修できる制度。他学科の開放科目を履修した場合は、教

養科目の単位を履修したものとみなされる。

※ 完全セメスター制

1年を春学期（4月～9月）と秋学期（10月～3月）の二つに分け、各学期で授業を完結し、単位を取得するもの。学生の履修登録の機会が年2回になり、個性的な履修計画が立てやすくなる。

※ オムニバス授業

物事に関して、学生が様々な観点から考えることが出来るよう1つのテーマについて複数の教員により指導を行う授業形態。

② 教育方法

ア 学生が授業に主体的に参加し授業内容を深く理解できるよう、対話・討論等、双方向的な授業形態を拡充し、実習・演習の拡充など少人数教育の利点を生かした学習指導により高い教育効果が得られるよう、教育方法の改善を図る。

イ 「学生による授業評価アンケート」の活用を今まで以上に充実させ、更に、適切な授業方法の検討を行う。

ウ 認証評価、外部評価などの指摘を具体的、かつ早急に反映して改善する体制を構築する。

エ 学生の成績評価や単位認定、進級・卒業判定について、より公正かつ適正な判断が下せるよう評価基準、規程を常時検証する。

オ 平成22年度を目途にFD委員会を設置することによりFD活動を更に充実・発展させ、定期的を開催するFD学習会において、学習指導方法の改善に関し、学内の意志統一を図る。

カ シラバスは、学習到達目標が明確になるよう平成22年度中に改善を加え、ホームページ等で公開する。

キ 多様な学習ニーズに対応するため、e-ラーニングの環境整備と活用の促進を目指す。

ク 留年、休学、退学等の状況やそこに至るまでの経過・背景等を、個人情報保護に十分配慮したうえで総合的に分析し、教育指導方法の改善に役立てるとともに、そうした事態が発生しないよう、可能な限り努力する。

※ FD（ファカルティ・ディベロプメント）

教員の授業内容や教育方法の改善を目的として行われる組織的な取り組み。

※ シラバス

開講される科目について、担当教員名や講義の目的、計画、使用する教科書などをあらかじめ学生に示す授業計画書。

※ e-ラーニング

パソコンやコンピュータ・ネットワークなどを利用して教育を行うこと。自分の大学では

開講されていない科目を受講できるなど、受講機会を広げることができる。

(3) 教育の実施体制の充実

① 教員の配置

- ア 教育効果が最大限発現されるよう、教員の資質や適性、学科の人員数等を踏まえた適切な教員配置を行なう。
- イ 社会のニーズに合致した幅広い講義科目を開講し、教育内容を充実させるため、必要に応じて外部有識者を効果的に登用する。

② 教育の質

- ア 新設されるFD委員会によって、教職員に対し、成績評価の厳格化に関する研修、教育方法の改善、学生指導の向上、留学生や障がいを持つ学生、社会人などの多様な学習需要に対する理解に関する研修等を行い、教育の質の更なる向上を目指す。
- イ 教育の質の向上のために、特に若手教員に対する長期学外研修制度（海外を含む）の整備を図る。
- ウ 教育活動・研究活動に関する自己点検・自己評価や外部評価を継続的・組織的に実施し、その結果が、速やかにかつ有効に自己改善に結実していくシステムを平成21年度を目途に確立する。
- エ 教育の質をより向上させるために、文部科学省が行う大学教育・学生支援推進事業（GP）に平成23年度までに応募し、早い段階での採択の実現を目指す。

③ 教育環境

- ア 学生が自由に意見を述べるために設置されている「意見箱」に寄せられた学生の意見を生かす等、学生の視点に立った教育環境の検証及び改善の取組みを進める。
- イ 教育研究機能の充実、学生生活の支援、地域社会との連携に資するため、施設設備の保全調査を実施し、長期的な視点に立った老朽施設・設備の整備及び改修を計画的に行う。
- ウ 講義や実験実習が円滑かつ効果的に行えるよう、情報機器、視聴覚機器、実験実習用備品等の適切な維持・管理に努めるとともに、計画的な整備・更新を進める。
- エ 図書館について、図書購入費を増額し、収蔵図書をより充実させる。更に、レファレンス資料の充実、県立図書館との連携による機能充実、だれもが利用しやすい環境整備を進めるほか、土、日曜日の開館実現を目指す。

(4) 学生の確保

- ア 入試状況や入学者の追跡調査結果等の分析により入学者選抜方法を検証し、大

学のアドミッション・ポリシーをより反映した入試内容とするための改善を行う。
イ 高大連携の実を高めるような高校訪問等を実施し、高等学校教育との連携をこれまで以上に強化していく。

ウ オープンキャンパスの一層充実を図るため、高校へのニーズ確認等に基づき、体験授業内容の精選、プログラム全体の見直しを進める。

エ 入学者選抜に関する情報を積極的に提供し、本学を第一志望校とする受験生の増加を目指すとともに、志願者倍率 2.3 倍以上を維持するよう努力する。

オ 大学 HP や大学案内等による広報活動を強化し、全国有数の総合短期大学である本学の特色をアピールすることにより、優秀な学生の確保に努める。

※ 志願者倍率

定員に対しての志願者数の割合

(5) 学生支援の充実

① 学習支援

ア オフィスアワー制度の更なる充実に努め、「顔の見える教育」という本学の特色を更に発揮させ、きめ細かい指導・助言を行う。

イ 学長や理事等と学生との定期的な対話の場を各期 1 回程度設け、学生の意見を反映させたより望ましい学内教育環境を整備することで学習を支援する。

ウ 学生が自主的学習を積極的に行えるよう、合同研究室などの自学自習施設・設備の充実を図る。

エ 聴覚障がいのある学生にノート・テイカーをつけるなど障がいのある学生、社会人、留学生、科目等履修生といった、多様な学生のニーズに応える履修サポート制度を充実・発展させる。

オ 1 年前期の段階で高大接続授業を実施するなど、きめ細かい指導を通じて入学生の学力差の解消を目指す。

カ スクールバスの運行のほか、最寄交通機関への働きかけを強化し、時間割と連動したダイヤ改正を行うなど、通学の利便性向上を図る。

※ オフィスアワー制度

各教員が学生からの学業や学校生活全般に関する質問、相談等に応じる時間を設定し、研究室等に待機する制度。

② 生活支援

ア 教員が学生一人ひとりの相談相手となり、学習や生活について指導・助言を行う学生アドバイザー制度を平成 23 年度を目途に導入する。

イ 学資等が十分でなく学生生活が困難な学生については、成績や家庭環境等を総合的に勘案し一定の条件のもと、授業料減免制度や奨学金制度を活用し支援

する。

- ウ 健康管理体制を充実し、特に学生相談等メンタルヘルスに関する支援体制について、適切な相談室の配置、相談時間の自由化など内容を充実させ、カウンセラーの常時配備とその活用のための体制作りを目指す。
- エ 課外活動や学園祭等の学生の自主的な活動を支援するとともに、大学と学生自治会との意見交換会を定期的を開催し、学生生活全体を支援する体制作りを目指す。

③ キャリア支援

- ア 就職・編入学等、学生が希望する進路を自らの力によって開拓できるようキャリア支援センターの専任職員の増加など、機能の一層の充実を図るとともに、本学への入学希望者増加に繋がるキャリア支援策を、平成 22 年度を目途に構築する。
- イ 就職率を向上させるため、次の支援策を実行し、就職希望者の就職率 100%を目指す。
 - (ア) 面接訓練を含めた学生相談の充実
 - (イ) 求人情報の積極的な提供
 - (ウ) 進路について動機づけを図る講座・就職支援講座・公務員講座などの各種講座の開設
 - (エ) インターンシップ制度をより充実させるための工夫・改善
 - (オ) 情報処理・語学などキャリアアップにつながる各種資格取得への支援
- ウ 編入学率を向上させるため、次の支援策を実行し、編入学希望者の編入学率 100%を目指す。
 - (ア) 小論文添削指導
 - (イ) 面接訓練、模擬問題の学習
 - (ウ) 編入学対策講座、先輩合格者の体験談を聞く会の開催

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上及び研究成果の発信

- ア 研究水準の向上のために個人研究費の活用を図る。そのための具体的な措置として、理事長等の判断により配分先を決定できる資金制度を、平成 22 年度内を目途に設ける。
- イ 教員の研究成果に関する広報活動を徹底するとともに、インターネット上での研究者登録などにより、教員一人ひとりの専門領域についての情報を地域のみならず広く社会に発信し、県民や社会の文化向上に寄与していく。
- ウ 本県の地域課題の解決につながる研究に積極的に取り組み、その成果を公開講座や論文寄稿等により公表し、県民や社会に貢献することを目指す。

(2) 研究実施体制の整備

- ア 研究活動を適切に評価できるよう評価体制を充実させ、特に若手の教員で優れた研究成果をあげた場合に、適正な評価による優遇措置等を実施できる環境構築を目指す。
- イ 研究活動に必要な施設・設備・備品について、平成 21 年度中に点検調査を実施し、整備・改修などに関する年次計画を策定する。
- ウ 教員と事務職員の担当すべき業務内容を点検し、教員が教育・研究・学内業務に専念できるような適正な運営体制を構築する。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献の推進に関する具体的方策

- ア 県、あるいは市町村と本学との定期的な協議・意見交換の場を設置し、本学に求められるニーズの正確な把握に努める。
- イ 地域貢献に益する情報を広く収集し、大学に求められる多様な地域課題に応じられる体制構築を目指す。
- ウ 県民を対象とした公開講座を 1 年間に 10 回以上開催し、公開講座を含めた各種の学習機会を民間企業等とも連携し、計画的に提供する。
- エ 県内にある大学のほか、近隣県の大学等との間で、単位互換をはじめとする教育研究、編入学、教職員・学生交流などの連携を強化する。
- オ 高校と連携し、高校教員による学生の基礎学力の補完を図るとともに、相互のカリキュラムの調整や高校での生活状況の情報交換など、より進んだ高大連携のあり方も検討する。また、高校生への短大教員による出前講義等を通じ、地域教育への貢献を行う。
- カ 開かれた高等教育機関として、地域の歴史・文化を後世に伝える講座、県民の I T 活用能力を高める講座、食と健康の重要性を子供やその親に伝える講座など地域のニーズに即した公開講座等を実施するなど、生涯学習機会を提供する。
- キ 成人の職業教育の再教育の場を提供するために、キャリア支援センターの講座を、資格取得を目指す学外の社会人にも開放することを目指す。
- ク 教員の研究成果の発表場所として生活文化研究所の機能を更に充実させるとともに、研究成果を地域に還元する施設として、より開かれた研究施設とするよう地域と連携した改善策を講じる。

(2) 国際交流、国際化の推進に関する具体的方策

- ア 「海外語学実習」をより充実させ、姉妹大学との交流を一層密にする。
- イ 教員が半期程度海外の諸研究機関において研修に励むことが可能となる制度を構築し、国際化に応じた多くの研修成果を広く地域に還元する。
- ウ 本学外国人講師による公開講座、国際化に関わる講演会の開催等を通じて、地域の国際化に積極的に協力する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 運営体制を効率的なものとするために、理事長のリーダーシップのもと、学内の委員会を不断に検証し、機能性を高めるための改善を必要に応じて行う。
- イ 法人の理事や、経営審議会委員及び教育研究審議会委員について、外部有識者等を登用し学外の広く斬新な意見を取り入れるなど、大学運営の透明性を高める。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ア 教育研究体制の改善・充実を図る。そのために、外部有識者からの助言を求めるとともに、科学研究費獲得や運営交付金の活用などを通して優れた教育研究を実施するための組織作りを目指す。
- イ 全教職員を対象とした学内アンケート等の実施による教育研究体制を恒常的にチェックする。
- ウ 大学評価・学位授与機構等の外部評価機関による認証評価を受けることにより、教育研究組織の改善を一層進める。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

- ア 平成23年に導入予定の任期制については、本学の特性及び学科・担当科目・職階等の特性を十分に検討し、柔軟に運用することによって優れた人材の確保に努める。
- イ 学科の特性に配慮しつつ公募要件の基準を明確化し、水準の高い教育研究に資する専門性の高い優れた教育職員を確保することに努める。
- ウ 大学の教育力を更に高めるために、教員の男女比に常に留意し、女性の登用に努め、外国人教員の増加など多彩な人材の確保に努める。
- エ 研修制度を保証し、教員の研究力増強を目指す。
- オ 優れた教員を安定して確保できるようにするため、教員の待遇改善に努める。

(2) 業績評価制度の構築

- ア 教員の業績について、教育活動、研究活動等一定分野ごと適正に評価する仕組みを検討、試行のうえ、平成23年度までに適切な業績評価制度を構築する。
また、その評価結果を教員の処遇等に反映させる仕組みを検討し、構築する。
- イ 学長のリーダーシップによる透明性・公平性が確保された選考方法を一層充実させ、教職員の昇任を適正に行う。
- ウ 大学業務に精通した専門性の高い事務職員の確保、養成に努めるとともに、適切な評価制度を構築する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- ア 法人及び大学の事務組織は、専門的な集団としてその機能を果たすことが必要であり、特に、学生募集、教務などの大学特有の事務に加え、人事・財務等の事務処

理が法人内で完結しなければならないことから、これらの事務に精通した組織であるかを不断に検証し、必要に応じて改善を加える。

イ 事務の内容について定期的に点検を実施し、事務の整理統廃合を進めるとともに、事務処理の電子化を推進し、事務の簡素化・合理化に努める。

ウ 専門業務や定型業務等、外部委託（アウトソーシング）が可能な業務については、費用対効果による妥当性等を踏まえその活用を進める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得

ア 大学の研究水準の維持、向上を図るため、科学研究費補助金等の競争的資金や共同研究、受託研究などによる外部研究資金を確実に獲得できるよう助成制度の仕組みや申請方法についての研修会を開催し、全学的に資金獲得体制を構築する。

イ 外部研究資金の申請件数を、過去6年間の平均件数の1.5倍とするよう努力する。

(2) その他自己収入の確保

ア 大学の財政基盤安定のため、授業料、入学料、入学考査料の安定的な確保を図る。

イ 大学施設を有効活用するため、教育研究に支障のない範囲で、地域に有料で開放する仕組みを整備する。

ウ 多様な収入の確保について、経営審議会を中心に全般的な検討を行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

ア 省エネルギー対策、リサイクル利用等について学内の意思疎通、職員の意識高揚を図り、経費の節減に努める。

イ 物品備品の購入方法や契約方法の見直しにより経費の削減方策を検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

ア 大学の施設設備について教育研究上の支障が出ない範囲で地域に開放し有効活用を図る。

イ 授業料等学生納付金、運営交付金や研究資金等についての管理規程を策定し、適正に管理するとともに運用に当たっては、安全かつ効果的に行う。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

ア 大学の教育研究水準の維持、向上を図るため、組織的な地域貢献など、本学のあらゆる側面を網羅した総合的な自己点検・評価と改善・改革の作業に取り組む。

イ 自己改善が適正に行われるよう、改善の実態を定期的に点検する機関を設置する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ア 大学運営の透明性を高めるため、財務状況や大学の目標・計画・外部評価の結果を積極的に公開する。
- イ 大学の特色や魅力を広く内外に発信するため、大学HPや大学案内などの情報発信媒体の充実及び有効活用を図るとともに、多様な機会を通じて広報の強化を図る。
- ウ 情報公開制度及び個人情報保護制度に関し、県条例に基づき諸規定を整備し適切に運用する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ア 労働安全衛生法等関係法令に基づき諸規定を整備し、安全衛生管理体制の充実を図る。
- イ 学内施設・設備及び大学周辺の防犯対策の状況を適時点検し、事故犯罪による被害の未然防止に努める。
- ウ 事故・災害等の発生に備えた危機管理マニュアルの再点検・整備を進めるとともに有事を想定した実践的な訓練を行う。

第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成21年度～平成26年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|---------|----------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 2, 3 7 3 |
| 自己収入 | 1, 8 8 9 |
| 授業料等収入 | 1, 7 5 7 |
| その他の収入 | 1 3 2 |
| 受託研究等収入 | 4 |
| 計 | 4, 2 6 6 |
| 支出 | |
| 業務費 | 3, 6 6 1 |
| 教育研究経費 | 3 7 0 |
| 人件費 | 3, 2 9 1 |
| 一般管理費 | 6 0 1 |
| 受託研究等経費 | 4 |
| 計 | 4, 2 6 6 |

運営費交付金は一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金に

については、予算編成過程において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額3,291百万円を支出する。

人件費の見積りについては、平成20年度の定数を基準として毎事業年度（平成21年度から平成26年度まで）の役員及び職員の人件費を算定している。

退職手当については、山形県職員退職手当支給条例を基準として算定する。

【運営費交付金の算定方法】

平成21年度から平成26年度までの毎事業年度の運営費交付金は、次の算式により算定した。

$$\text{運営費交付金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) - \text{⑤}$$

① 人件費

上記人件費の見積りのとおり

② 教育研究経費

平成21年度の所要額を積算（新たに発生する経費を含む。）し、毎事業年度1.5%程度の経費節減を見込んで算定

③ 一般管理費

平成21年度の所要額を積算（新たに発生する経費を含む。）し、毎事業年度1.5%程度の経費節減を見込んで算定

④ 特別経費

中期計画を基準に各事業年度の事業実態に応じて個別に所要額を算定

⑤ 自己収入

授業料及び入学金については定員で算定し、その他の収入については過去の実績を参考にして算定

2 収支計画（平成21年度～平成26年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|--------|-------|
| 費用の部 | 4,266 |
| 業務費 | 3,665 |
| 教育研究経費 | 370 |
| 受託研究費等 | 4 |
| 人件費 | 3,291 |
| 一般管理費 | 601 |
| その他費用 | 0 |
| 減価償却費 | 0 |

| | |
|-------------|----------|
| 収入の部 | 4, 2 6 6 |
| 運営費交付金収益 | 2, 3 7 3 |
| 授業料収益 | 1, 3 1 7 |
| 入学金収益 | 3 6 5 |
| 入学考査料収益 | 7 5 |
| 受託研究等収益 | 4 |
| その他の収益 | 1 3 2 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 0 |

3 資金計画（平成 21 年度～平成 26 年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|----------|
| 資金支出 | 4, 2 6 6 |
| 業務活動による支出 | 4, 2 6 6 |
| 投資活動による支出 | 0 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 次期中期計画期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 4, 2 6 6 |
| 業務活動による収入 | 4, 2 6 6 |
| 運営費交付金による収入 | 2, 3 7 3 |
| 授業料等による収入 | 1, 7 5 7 |
| 受託研究等による収入 | 4 |
| その他の収入 | 1 3 2 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 施設等整備による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前期中期計画期間よりの繰越金 | 0 |

第 8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1 億円（事業年度の年間運営費の概ね 1 月程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第 9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第 11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第 3 の 3 「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし